

| | | |
|------------|---|-------------------------------------|
| 2003. 4 | バグダード突入、制圧。 | フセイン政権は3週間で崩壊した。 |
| 2003. 5. 1 | フセイン政権崩壊、アメリカは戦闘終結を宣言。しかし、実際は戦争状態。(現在も) | |
| 2003. 12 | フセイン拘束。 | わが国の自衛隊が初めて重火器を携行して任務についた。(サマーワ) |
| 2004. 4 | ファルージャの戦闘。 | |
| 2004. 6 | 暫定政権発足。 | 2005. 4 移行政府発足。 2006. 5. 20 正式政府発足。 |
| | しかし、イラクは依然として混乱状態にある。 | 2006. 12 フセイン処刑。 |

いわゆる「大量破壊兵器」について

ブッシュ米政権がイラク戦争遂行の大義として第一に掲げていたのは、「イラクが大量破壊兵器を保有している」ということだった。しかし、それは占領下での調査によっても発見されなかった。大量破壊兵器の捜索を続けていた米政府調査団のチャールズ・デュエルファー団長は2004年10月6日、最終報告書を米議会に提出した。その要旨は、①開戦時にはイラク国内に大量破壊兵器は存在せず、具体的開発計画もなかった。②国連制裁が解除されれば、再び開発に乗り出す意図はあり、大量破壊兵器の開発を再開するための能力を維持しようとはしていたが、すでに兵器製造能力は減退していた。③サダムは核への野望は捨ててはいなかった。また、同氏は取材記者に「(フセイン政権の崩壊で)世界はより平和になったことには賛成しなければならない」と語った。ウラン濃縮用とされるアルミ管輸入などブッシュ政権が開戦の根拠とした証拠についても「無関係」と断定した。

「文明の衝突論」

アメリカの一連の行動の背景には、1990年代以降登場した「文明の衝突論」がある (S. ハンチントンの著書名に由来)。紛争の背景には文明同士の衝突が存在する。これは解決不能だから力の政策でそれを抑えなければならないというナンセンスな議論である。しかしこれがアメリカ現政権を動かす理論となっているのが現実。これに対抗して元イラン大統領のセイエド・モハンマド・ハタミは《文明間の対話を促進することで、対立を回避できる》という【6: 】を提起した。国連でも正式に採用され、2001年は「国連の文明の対話年」とされたが、皮肉にもこの年、9.11同時多発テロ事件が起こった。

国際協力の新段階

- 1) アメリカ・【7: 】の協調 (冷戦時代にはありえなかった) で国際連合が有効に役割を發揮できるケースが増えた。特に地域紛争後の【8: 】(PKO) が好例である。しかし、アメリカは特にブッシュ (息子) 大統領の時に、国連を無視して行動することがあり (前掲)、課題を残した。
 - 国連平和維持活動 (PKO) 関係国の同意・中立・非強制の3原則の下に派遣される小規模な軍隊や監視団で、紛争の平和的解決や治安維持などを行う。冷戦終結後は、出動する件数は3倍になっている。
 - 国連平和維持軍 (PKF) PKOの一種で、同意と中立の原則の下に、軽武装の軍隊が行う。国際社会ではPKOとPKFの境界は曖昧であるが、日本は憲法上の制約から、両者の区別を厳格に行おうとする。
 - 自衛隊のPKO活動 1992年のカンボジアが初回。9回目のPKOが、2011年以降南スーダンで活動。2017年撤回。「戦闘」があったと記録した派遣部隊の「日報」が隠匿されていたことが大問題とされた。
- 2) 軍事面での国際協力には大きな制限があった日本では、安全保障関連法案が2015年可決 (16年施行) され、①**集団的自衛権**を認め、②自衛隊の活動範囲や、使用できる武器を拡大し、③有事の際に自衛隊を派遣するまでの国会議論の時間を短縮し、④在外邦人救出や米艦防護を可能にし、⑤自衛隊員が上官に反抗した場合の処罰規定を追加した。戦後日本がブレずに維持してきた「専守防衛」の政策を放棄するもので、憲法学者の多くは違憲であると断じている。「専守防衛」とは防衛上の必要があっても相手国に先制攻撃を行わず、侵攻してきた敵を自国の領域において軍事力 (防衛力) を以って撃退する方針のことである。相手の攻撃を受けてから初めて軍事力を行使し、その程度も自衛に必要最低限の範囲にとどめ、相手国の根拠地への攻撃 (戦略攻勢) を行わない。戦力不保持・交戦権否認を規定する日本国憲法第9条と整合性を持った軍事戦略であり国民的支持を得てきた。同様の戦略を基本としてきたドイツ連合軍は、1990年代に方針転換、現地で殺害に加担したり、戦死者を出すようになった。日本もその後を追うのであろうか。
- 3) 紛争当事国同士のインド・パキスタンが原爆を持ち、イスラエルも保有を推定され、北朝鮮も核実験を行うなど、明らかに核兵器は拡散しており、新次元の対策が課題である。2009年、アメリカの【9: 】大統領はプラハで「核なき世界」を国際社会に訴え、戦略兵器削減条約 (2009年末失効) に替わる後継条約交渉を開始する契機を作った。オバマは、2016年、原爆投下国現役大統領として初めて広島を訪問した。「71年前、晴天の朝、空から死が降ってきて世界が変わりました。閃光と炎の壁がこの街を破壊し、人類が自分自身を破壊する手段を手に入れたことを示しました」(毎日新聞より) から始まる予想を遥かに超える17分のスピーチを行った。(ネット上に全文あり。英語で読んでみよう)
- 4) 通常兵器の削減
 - 1993年 **化学兵器禁止条約** 1997年に発効。化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用を禁止。生産施設を原則10年以内に廃棄。1925年以降に他国領域内に同意なく遺棄した化学兵器についても廃棄処理を行う。実効的な検証制度を有することも特徴で、オランダのハーグに査察実施機関の化学兵器禁止機関 (OPCW) が設置された。日本は、1993年に署名、1995年に批准した。
 - 1997年 **対人地雷全面禁止条約** 1999年に発効、締約国に保有地雷の4年以内の廃棄を義務づけた。1991年、アメリカのNGO・米国ベトナム退役軍人財団とドイツのNGOメディコインターナショナルが対人地雷全面禁止に向けてキャンペーンを立ち上げることで合意したことが端緒となり、**非政府組織 (NGO) の活躍**が大きな役割を果たした。日本は、1997年署名、1998年、国会承認、1999年、効力発生。対人地雷は、アンゴラ、アフガニスタン、イラン、イラク、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ベトナム、クロアチア、モザンビーク、ソマリア等が埋設国として知られている。対人地雷生産国であるアメリカ、中国、ロシアなどは締約を拒否している。